議案第１０６号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

［改正理由］

国家公務員の給与制度に準じて、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

［内　　容］

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第１条及び第２条関係）

区　　分	現　　行	令和８年度	令和９年度以降
６ 月 期	１００分の１６７．５		１００分の１７０
１２月期	１００分の１６７．５	１００分の１７２．５	１００分の１７０

［適　　用］

１　令和８年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ

公布の日

２　令和９年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日